

事業群評価調書(平成28年度実施)

基本戦略名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主管所属	教育庁義務教育課
施策名	(3) きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	課(室)長名	木村 国広
事業群名	⑧ いじめや不登校など児童生徒が抱える問題への総合的な対策の推進	事業群関係課(室)	

1. 計画等概要

【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)】

《長崎県総合計画チャレンジ2020 本文》

いじめや不登校など児童生徒が抱える問題を解決するため、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、問題行動の未然防止や早期発見・早期解消等の取組を行うとともに、継続的な支援を行います。

事業群指標	最終目標 (H32)	基準値 (H26)	実績 (H27)	達成率	【進捗状況の分析】
不登校児童生徒数	1,400人以下	1,653人	1,620人	-	不登校児童生徒数は、平成20年度の1,974人をピークに、以降4年間減少していたが、平成25年度以降、増加傾向にある。その要因は、個々において様々であり、複雑に絡み合っているケースが多く、さらに、小6から中1に進級する際の不登校が4.3倍となっていることから、「中1ギャップ」の解消が課題となっている。今後は、小中連携の推進により、精神的負担や不安の軽減に努める必要がある。(H21:1,926人(小202人、中1,166人、高558人) H22:1,879人(小220人、中1,099人、高560人) H23:1,798人(小209人、中1,038人、高551人) H24:1,503人(小156人、中862人、高485人) H25:1,648人(小182人、中1,022人、高444人) H26:1,653人(小157人、中1,068人、高428人))
事業群の進捗状況		-			

【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)の分析】

《取組項目及び現状と課題》

i) 教育相談体制の整備

- ・平成28年度はスクールカウンセラーの配置校を前年度の201校から14校増加の215校に、また、スクールソーシャルワーカーを前年度の21市町及び5県立学校から21市町及び7県立学校にそれぞれ配置拡充を行った。しかしながら、配置を希望する学校はそれぞれ増加しており、未配置の学校も増加している。
- ・未配置校に対しては、スクールカウンセラーを派遣することにより問題解決を図っている。
- ・平成28年度に電話相談をフリーダイヤル化したことに伴い、いたずらや児童生徒に関する相談以外の電話が増加することが予想され、このことにより電話相談事業の円滑な運用が阻害される可能性がある。
- ・平成28年度には、新規で弁護士相談窓口及びメール相談窓口を設置する予定である。
- ・平成27年度に作成した「学校と関係機関との連携マニュアル」及び「児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎガイドライン」の学校現場への更なる周知徹底を行う必要がある。

ii) 教育相談の推進

- ・学校以外の場所に設置される不登校児童生徒のための通所施設として、長崎県教育センターに適応指導教室を設置している。県内の公的機関の適応指導教室で、高校生を対象にしているのは、本センターだけである。今後、不登校の高校生の支援の在り方についても検討していく必要がある。
- ・来所相談、電話相談にとどまらず、職員が遠隔地に向向く巡回教育相談等、相談者のニーズに対応した各種相談を実施している。

2. 27年度取組実績

取組項目	事務事業名 所管課(室)名	事業期間	事業費(上段:実績、下段:計画、単位:千円)			事業概要		指標(上段:活動指標、下段:成果指標)					事業の成果等	中核事業
			H27実績	一般財源	人件費(参考)	事業対象	事業内容 (事業の実施状況)	指標	主な目標	H27目標	H27実績	達成率		
			H28計画	一般財源	人件費(参考)					H28目標	—	—		
取組項目 i	スクールカウンセラー活用事業	H13-	176,592	117,691	2,417	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等	スクールカウンセラー等を県内の公立学校に配置・派遣することにより、学校における問題行動や悩みを抱える児童生徒・保護者等に対応した。	活動指標	スクールカウンセラーの派遣回数(回)	数値目標なし	363	—	いじめや不登校など問題行動の解消にあたるとともに、悩みや不安を抱える児童生徒等に対応することで、児童生徒の健全育成を図ることができた。	○
			201,654	134,436	2,420			成果指標	スクールカウンセラー配置校における事業効果(点)	3.6	3.6	100%		
	義務教育課								3.7	—	—			
	スクールソーシャルワーカー活用事業	H20-	43,988	29,317	2,417	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等	スクールソーシャルワーカーを各市町教育委員会及び公立学校に配置することにより、学校における問題行動や悩みを抱える児童生徒・保護者等にを教育と福祉の両面から関係機関等と連携しながら支援した。	活動指標	スクールソーシャルワーカーの配置市町及び県立高校数(箇所)	26	26	100%	関係機関等との連携により、児童生徒や保護者等の環境を改善し、児童生徒の健全育成を図ることができた。	○
			57,181	38,121	2,420			成果指標	スクールソーシャルワーカーの配置市町及び県立高校における事業効果(点)	3.7	3.8	103%		
	義務教育課								3.9	—	—			
	いじめ問題対策事業	H18-	8,597	5,735	2,417	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等	いじめ問題に悩む子どもや保護者等に対し、夜間休日を含めて24時間電話相談を実施し、教職員を対象に、児童生徒の事件・事故等が発生した場合の対応など、危機管理、福祉制度や関連法に関する研修会を実施した。	活動指標	H27:電話相談窓口への相談件数(件)	数値目標なし	353	—	児童生徒等の話を聴くことにより、悩みや心の痛みを和らげることができた。	○
			10,288	7,313	2,420			成果指標	H28:弁護士窓口への相談件数(件)	—	—	—		
	義務教育課								H28:弁護士相談窓口における事業効果(点)	3.6	—	—		
	重大事案対策事業費	(H27終了) H27	3,397	3,397	8,862	公立小・中・高・特支の教職員	教職員を対象に、児童生徒の重大事案が発生した場合の対応など、危機管理、福祉制度や少年法などに関するマニュアル等を作成し、その活用のための研修会を実施した。	活動指標	—	—	—	—	管理職対象の研修会を開催することで、新たに作成したマニュアル等の活用についての周知を図ることができた。	○
			—	—	—			成果指標	—	—	—	—		
	義務教育課													
取組項目 ii	問題を抱える子どもの自立支援事業	H10-	1,657	1,657	1,611	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等	問題を抱える児童生徒等の学校生活への復帰のために、適応指導教室のあり方についての協議や適応指導教室指導員研修会等の支援を行った。	活動指標	県設置の適応指導教室における通所児童生徒数(名)	数値目標なし	2	—	各市町の不登校対策の充実と適応指導教室指導員の資質の向上を図ることができた。	○
			1,751	1,751	1,613			成果指標	適応指導教室に通う子どもたちの学校復帰率(%)	100	100	100%		
	教育相談事業	-	7,977	7,977	1,611	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等	児童生徒、保護者、教職員が抱える様々な悩み適切に対応するため、県教育センターにおいて様々な相談事業や職員研修会を実施した。	活動指標	巡回教育相談開催会場数(会場)	—	7	—	いじめ・不登校等の問題に対し、事例の実態に応じ適切に対応することができた。	○
			10,766	10,766	1,613			成果指標	教育センターで問題に向けて共に取り組んだ件数(件)	数値目標なし	1,327	—		
義務教育課									数値目標なし	—	—			

3. 検証及び問題点の抽出

【課題解決に向けて取り組んだ事務事業の実績の検証】

i) 教育相談体制の整備については、専門性の高いスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置校を拡充したことで、これまで以上に児童生徒の心の問題及び生活環境上の問題に対応し、課題解決することができた。しかしながら、希望する全ての学校に配置できている状況でないため、未配置校における教育相談体制の更なる質の向上を図り、一人でも多くの児童生徒が抱える問題の解決のための一助となるためにも更なる拡充が必要である。また、「学校と関係機関との連携マニュアル」及び「児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎガイドライン」を作成し、県内の学校に配付したことで、児童生徒の問題行動等に対する統一的な対応方法を示すことができたが、今後も必要に応じて改定等を行うとともに、県内の学校に周知していく必要がある。

ii) 児童生徒が抱える問題行動等が年々、深刻化・長期化していく中で、教育相談体制の推進については、各種研修会を開催することで相談業務に携わる者の資質向上を図ることができたとともに、児童生徒等からの様々な相談に対応することができた。



4. 29年度実施に向けた方向性

【問題点解決に向けた方向性】

【個別事務事業の見直し】

	個別事務事業の見直し		見直しの方向	見直し区分
	事務事業名	事業構築の視点		
i) 教育相談体制の整備 児童生徒が抱える問題は年々、複雑化・長期化している。このことに対応するためにはスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用が効果的である。スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについては、希望する全ての学校に配置できていないことから、配置の拡充を行うとともに配置箇所の見直しも行うことで適切な配置を目指す。さらには、平成28年度に設置予定の弁護士相談窓口及びメール相談窓口についても制度の周知等を図ることで本県の教育相談体制の更なる充実を図っていく。	スクールカウンセラー活用事業	⑧	平成28年度においては、小中高特併せて215校に配置することで、いじめや不登校など、様々な悩みを持つ児童生徒の心の問題に対応している。 平成29年度においても、学校では、臨床心理士等の資格を持つスクールカウンセラーの活用が不可欠なものとなっており、更なる教育相談体制の充実を目指す。	拡充
	スクールソーシャルワーカー活用事業	⑧	平成28年度においては、市町及び県立学校の合計28箇所に配置することで児童生徒の生活環境上の課題解決を支援している。 平成29年度においても、学校では、福祉機関等と連携し、福祉的なアプローチを行うスクールソーシャルワーカーの活用が不可欠なものとなっており、更なる教育相談体制の充実を目指す。	拡充
	いじめ問題対策事業	—	平成28年度においては、従来からの電話相談窓口に加え、新たに弁護士相談窓口を設置することで、問題解決の選択肢を増やしている。 平成29年度においても、各種相談窓口の周知等を行い、適切な運用を呼びかけるとともに、児童生徒の問題行動等に適切に対応していくためにも、今後も引き続き事業を継続していくことで更なる教育相談体制の充実を図る。	現状維持
ii) 教育相談の推進 いじめや不登校等、児童生徒が抱える問題は深刻化・長期化しているため、現行の教育相談体制を維持していく必要がある。	問題を抱える子どもの自立支援事業	—	平成28年度において、不登校児童生徒が学校への復帰だけでなく集団への適応や社会性の育成等を目的としている適応指導教室による児童生徒への支援、指導員への研修等を実施する。 平成29年度においても、引き続き実施し、通所する全ての児童生徒を学校に復帰させていくことを目指す。	現状維持
	教育相談事業	—	平成28年度においては、来所相談、電話相談、巡回相談等、相談者のニーズに合わせて様々な教育相談を展開している。 平成29年度においても、引き続き実施し、相談者がいつでも気軽に相談できるような教育相談体制を維持していく。	現状維持